

# 登園許可書

氏名 \_\_\_\_\_  
 平成 年 月 日生

上記の者は、下記学校伝染病が軽快し、かつ学校保健法の基準により、伝染病の予防上、支障がないと認めて登園を許可します。  
 (但し、下記基準に達した場合でも、児童の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登園を延期することができる。)

平成 年 月 日 病院名

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

新小岩さくら保育園 園長 殿

### 記

	病 名	登園停止期間の基準
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが消失するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	インフルエンザ	解熱した後、3日を経過するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師に伝染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	医師に伝染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎(アポロ熱)	
	溶連菌感染症	
	手足口病	医師の判断による
	感染性胃腸炎	
	その他 ( )	